佐賀大学研究者国際交流支援事業（２回目）に係るFAQ

令和7年　８月　２０日

|  |
| --- |
| Ｑ１．本支援事業は、本支援事業への申請後又は選考後に開催する国際研究集会しか支援の対象とならないのか。 |

Ａ１．本支援事業の対象は、公募要領「２．対象事業」のとおり、「年度内に実施する本学研究者による主催又は海外の大学・研究機関等と共催する国際研究集会」となります。このため、年度内に開催するものであれば、本支援事業への申請前や選考前に開催した国際研究集会についても支援の対象となり得ます。

ただし、選考の結果によっては、全額又は一部を支援できない場合があることにご留意ください。

|  |
| --- |
| Ｑ２．海外で開催される国際研究集会に参加するための旅費も支援されるのか。 |

 Ａ２．海外への旅費も本支援事業の対象になりますが、公募要項「３．申請要件」のとおり、支援対象となる国際研究集会について、本学が主催又は海外の大学・研究機関等と共催で開催されるものである必要があります。

|  |
| --- |
| Ｑ3．公募要領「３．申請要件」に「オンラインの活用など」とあるが、対面で開催する国際研究集会でもオンラインで開催する必要があるのか。 |

 Ａ3．本支援事業は、公募要領「１．趣旨」に記載のとおり、本学における研究者らの国際交流体制を構築することを目的としており、より多くの研究者交流が行われるよう、オンラインの手法を取り入れることを推奨いたします。ただし、オンラインの手法によらずとも対面の実施のみで十分な数の研究者交流が可能な場合や、オンラインでの実施が研究分野の特性上ふさわしくない場合等は、必ずしもオンラインで実施いただく必要はありません。

|  |
| --- |
| Ｑ4．公募要領「３．申請要件」にオンラインの活用など研究集会の活性化や著名な研究者との交流を設けて実施するなど、多くの研究者交流の一層の促進に寄与する手法をとることとあるが、研究者交流数の目安はあるのか。 |

Ａ4．第４期中期目標・中期計画では、第３期最終年度の値に比した第４期平均値で、研究者の国際研究集会への参加者数１０％増加を評価指標としております。令和６年度では、想定研究者相当数に合わせて３つの枠を設けております。研究集会の内容や研究分野の特性上少人数で開催することが望ましいとされる事業については、申請書にその旨記入ください。可能な限り多くの研究者交流ができるような工夫をお願いいたします。なお、本事業でいう研究者とは、修士以上の学生を含むものとし、学部学生は含みません。

|  |
| --- |
| Ｑ5．申請を検討しているが、申請枠の想定研究者相当数を見込めない。申請は可能か。 |

 Ａ5．申請は可能です。研究者相当数はあくまで目安とし、研究集会の内容や研究分野の特性上少人数で開催することが望ましいとされる事業については、申請書にその旨具体的に記入ください。

ただし、公募要領「３．申請要件」に記載の通り、多くの研究者交流ができるような工夫をお願いいたします。

|  |
| --- |
| Ｑ6．公募要領「４．事業責任者（申請者）」において、「原則として、常勤教員とする」とあるが、常勤教員以外の者として、具体的にどのような者を想定しているのか。 |

Ａ6．本事業は、公募要領「１．趣旨」に記載のとおり、本学の研究者らの国際学術交流体制の推進・支援等を目的としているため、事業責任者（申請者）については、原則として、本学の常勤教員としています。一方、本事業の趣旨に沿った国際研究集会の開催を促進する観点から、本学の常勤教員以外の者（客員教員等）も支援の対象となり得ますので、当該の場合には、申請前に学術研究部研究推進課国際企画室まで個別にお問合せください。

|  |
| --- |
| Ｑ7．一般枠Aで申請を検討しているが、重複して一般枠B、若手枠での申請も可能か。 |

Ａ7．限られた財源で多くの研究者を支援する観点から、同一教員による重複申請はできません。いずれかを選択して１件のみ申請してください。

|  |
| --- |
| Q8．学会を本学で実施する場合は本申請の対象となるか。 |

A8．本申請の対象とはなりません。多くの学会の場合、学会の会場校としてや、学会の中での１セッションのみをご担当される場合が多く、公募要領「2.対象事業」の「主催又は海外の大学・研究機関等と共催する国際研究集会」という要件の対象外です。

ただし、学会期間中に集まった研究者に対し、学会とは別に国際研究集会を企画し開催する場合は本事業の対象となります。検討されている場合は、申請前に学術研究部研究推進課国際企画室まで個別にお問い合わせください。

|  |
| --- |
| Ｑ9．公募要領「１１．広報について」に事業の実施前及び実施後に学内外に広く事業に関する広報を行うこととするとあるが、研究室のホームページでの広報でもよいのか。 |

Ａ9．広報室、学部、研究室等のホームページ等での広報を想定しております。

また、事業終了後は、国際交流推進センターにおいて成果発表を行いますので、事業終了後1ヵ月以内又は令和8年3月31日のいずれか早い日に、報告書として写真等をご提出ください。

|  |
| --- |
| Ｑ10．審査はどのような観点で行われるのか。 |

Ａ10．募集要項「１３．審査基準」に記載のとおり、以下の３つの観点で評価を行い、

原則として、得点の高い事業から採択されます。その他、多くの研究者が交流でき　るよう工夫されているか、本学学生・教職員の国際交流への関心を高めることに寄与する国際研究集会であるかなどが考慮されます。

（１）事業を実施しなければならない必要性が明らかであり、事業を通して、研究者の知識や専門技術の相互移転が見込まれるなど、研究者が交流することの意義が明らかであること。【交流の意義】

（２）博士号取得前の若手研究者が参加し、若手研究者養成への貢献が見込まれること。【若手研究者養成への貢献】

（３）計画が具体的かつ実現可能と判断され、研究の発展に資する人的交流が期間中に行われるとともに、将来的な発展の可能性が高いと認められること。【実現可能性及び将来発展可能性】

|  |
| --- |
| Ｑ11．一般枠Aでの申請数が採択予定数を上回った場合、一般枠Bで採択されるということはあるのか。 |

Ａ11．採択については、書面審査の結果を踏まえて国際交流推進センター運営委員会で

審議されることとなり、全体の予算を鑑みて総合的に判断されることとなります。

|  |
| --- |
| Ｑ12．申請金額が減額されることはあるのか。 |

Ａ12．書面審査の結果を踏まえて、国際交流推進センター運営委員会で支援額も含めて、総合的に判断することとなります。

　　　審査の結果、条件付き採択となった場合は申請額の減額、ヒアリングや申請書の再提出を求めることがあります。

|  |
| --- |
| Ｑ13．若手枠を設置した背景と目的は。 |

Ａ13．令和６年度事業で申請部局に偏りがある、などの課題があり、これを踏まえて国際研究集会を開催するまでに至っていない本学の若手研究者の国際交流のスタートアップを支援する「若手枠」を設置しました。申請者が相手国の研究者と協力して研究を行っていく基盤を形成し、次年度以降、国際研究集会や国際共同研究へと　発展することを目的としています。

|  |
| --- |
| Ｑ14．若手枠で申請要件に49歳以下の研究者に限定する理由は？ |

Ａ14．申請者が事業を通して国際研究者のネットワークを形成し、次年度以降に国際共同研究の実施や国際研究集会の実績を積み重ね、外部資金獲得につなげることを期待しているため、対象を40代までの若手研究者に限定しています。

|  |
| --- |
| Ｑ15．若手枠申請時は49歳で、翌日に50歳を迎えるが申請は可能か。 |

Ａ15．今年の4月1日時点で49歳以下である申請者を対象としておりますので、申請はできません。

|  |
| --- |
| Ｑ16．若手枠ではどんな事業を対象としているのか。 |

Ａ16. 若手枠では本学主催または共催の国際研究集会ではなく、本学の若手研究者が相手国の研究者と国際研究者ネットワークを形成し、次年度以降の定期的な国際研究集会の開催や国際共同研究への発展につながる小規模な国際交流や国際研究活動を対象としております。